

活水高等学校 2017年度
活水中学校 いじめ防止基本方針

2017年12月

1. 基本方針で目指す生徒像について

- ① 神を畏れる敬虔な心を養う
一人一人に与えられた命に感謝し、大切にする
- ② 学問を尊重し、学力の向上と実力の養成に努める
きちんと授業に参加し、基礎的な学力や応用力を身につける
- ③ 愛と奉仕の精神を身につける
自己有用感を持ち、隣人愛を実践できる

2. 学校の方針について

本校は、いじめの防止と早期発見に努力し、いじめが発見された場合いじめと向き合い解決する努力をする。

3. 学校基本方針を実行に移すために「いじめ対策委員会」を設置する。

(推進法第22条)

- ① 構成員：校長・教頭・宗教主任（相談係長）・生活指導部長・養護教諭・中学主任・高校各学年主任・PTA 役員代表・臨床心理の専門家
- ② 「いじめ対策委員会」は、各学期末に開催し、学期ごとのいじめの様態を確認するとともに、取り組み内容について評価・検討する。
いじめが発見された場合は、必要に応じて速やかに開催する。

4. P T A 及び関係機関との連携について

- ① 年度始めに、本校のいじめ防止基本方針をホームページに公開するとともに、新入生・保護者には新入生オリエンテーションで、在校生・保護者には始業式やP T A 総会で直接呼びかけ周知する。

- ② いじめにつながる情報を保護者から受ける場合、初期は担任や養護教諭など本校教職員が窓口となり対応するが、「いじめ対策委員会」が対応する場合は、学年主任または教頭を窓口とする。
- ③ 「いじめ対策委員会」が、関係機関との連携が必要と判断したいじめの事案については、事実確認の後、保護者の要望を尊重して関係機関への協力依頼などを行う。
- ④ いじめやインターネット犯罪を防ぐための勉強会等を、PTA役員と協議し、企画する。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめについては、必要に応じ地方法務局や警察等の協力を得るとともに、PTA総会や学年・クラスPTAなどを通じて啓発活動を行う（推進法第19条）。
- ⑥ インターネットにつながる機器の扱いについては、校則の定めに従い、保護者による校則の遵守の協力と周知の徹底をはかり、家庭内でインターネット経由のいじめが起こらないよう、保護者による管理・監督の強化協力を要請する。

5. いじめの防止について

- ① 教職員の取り組み（推進法18条）
 - ・教員は、公的機関などが行ういじめ対策等の研修に積極的に参加し、その内容を会議で報告し成果を発表する。さらに「いじめ対策ハンドブック（長崎県 平成19年6月1日）」や長崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月）などを用いて研修の機会をもち、必要な対応を実行する。
 - ・「いじめアンケート」などの調査結果を学年会で確認・検討し、指導上「いじめ」という語を使わない場合でも必要な対応を実行する。
 - ・よりよい授業を行えるよう研鑽するとともに、生徒の物品管理などに加え、以下に挙げた「②生徒の取り組み」を指導する。
- ② 生徒の取り組み
 - ・毎日の授業や学校行事などを通して、基礎的な学力や応用力を身につけ、人とのかかわり方を学び、自己有用感を持てるよう学校生活に取り組む。
 - ・礼拝を通じて隣人愛の精神を養い、「いじめられていい子はいない。いじめる権利を持つ子はいない」こと、従って「いじめは絶対にいけない」ことを学ぶ。

- ・ 新入生オリエンテーションで、「いじめは絶対にいけない」ことを確認し、特に「被災生徒」がいた場合は配慮する。
- ・ インターネットにつながる機器の扱いについて、いじめにつながる誹謗中傷・仲間外しなどの書き込みや、画像の公開などをしない。
- ・ 校則に定められた物品の取扱いを守り、ものを大切にすることを養う。特に、携帯電話等の扱いや使用方法は校内では校則、家庭内では家庭での約束ごとを守る。

③ 保護者の取り組み

- ・ 学校の基本方針を説明会やPTA活動などを通し理解し協力する。特に、インターネットにつながる機器の扱いについては、家庭内で保護者の責任の下、使用時間・使用方法などを決め、いじめにつながる誹謗中傷の書き込みや画像の公開などさせないよう取り組む。

6. いじめの早期発見について（推進法16条）

① 教職員の取り組み（今年度予定）

- ・ 一学期に「いじめアンケート」を全校で行い、その結果を臨床心理の専門家と検証する。
- ・ 学期ごとに個人面談を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ 中学校では、週末感想を利用し、友人関係の把握に努める。
- ・ 生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう教育相談体制を充実させる。校内相談係と連携し、校外のスクールカウンセラーの活用を図る。
- ・ 生徒に、いじめがある場合には、担任・保健室・相談室・学校カウンセラーをはじめ、「いのちの電話」などの相談機関の情報を提供し、大人に相談できる環境を整える。
- ・ 定例の学年会で、いじめにつながる事実がないか関係者で確認をし、その可能性があるときは、「いじめ対策委員会」に報告する。

② 生徒の取り組み

- ・ いじめがある場合には、校内外の相談機関に情報を伝え相談する。

③ 保護者の取り組み

- ・ いじめにつながる情報は、本校教職員に速やかに伝え、事実確認に協力する。また、必要に応じて、校外の相談機関に情報を伝え相談する。

7. いじめに対する処置について（推進法23条）

① 教職員の取り組み

いじめが発見された場合は、学年会を経て、「いじめ対策委員会」とともに対応を検討し、「長崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月）」に従って速やかにきめ細やかな対応を実施する。

② 保護者の取り組み

いじめの被害者・加害者になった場合は、学年主任または教頭を窓口として「いじめ対策委員会」に情報を提供するとともに、「いじめ対策委員会」に協力してその解決にあたる。

8. 重大事案（推進法第28条）

① 推進法第28条第1項各号に該当するいじめとみなされる重大事態が発生した場合は、速やかに活水学院理事会（以下理事会）及び長崎県に報告する。

② 当該理事会は、学内の「いじめ対策委員会」とは別に理事会が委嘱した構成員による「重大事案対策委員会」を設置し、事実関係を調査する。

③ 調査結果は、理事会及び長崎県に報告するとともに、生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 調査結果をふまえた必要な措置をとるが、警察に協力を求めるときは、被害者保護者の意向を汲み保護者から届けを受けた後、その協力を求める。

9. その他

活水高等学校・活水中学校のいじめ防止基本方針について、学校評価の対象として評価・検討するとともに、学年末の職員会議において、「いじめ対策委員会」の評価・検討を確認し、より実効あるものにする。

なお今年度は、いじめ防止基本方針が、年度の途中で変更されたので、ホームページに再掲載するとともに、保護者にはPTA役員及び連絡メールを通して、生徒には全校集会で周知する。